

土岐市健康づくり計画（健康とき21（第3次））策定業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の目的

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として、平成28年3月に策定した第2次計画について見直しを図り、新たに次期計画（令和8年度～17年度）を策定するに当たり、健康づくりや食育に係る各種調査、調査結果の分析、考査、計画策定に必要な各種データの収集・分析及び課題の整理等を行い、計画の策定を支援することを目的とする。

また、この計画は、相関関係にある食育基本法に定める市町村食育推進計画、健やか親子21を踏まえた母子保健計画を含むものとする。

については、委託業者の選定にあたり、実態調査・計画策定を効率よく・効果的に行うため、豊富な経験と専門的な知識・技術を有する業者から提案された企画提案書等を一定の基準により評価・選定する公募型プロポーザル方式による書類選考を実施し、契約を締結する候補者を選定するものである。

2. 業務の内容

(1) 業務名称

土岐市健康づくり計画（健康とき21（第3次））策定業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書の通り

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 業務価格の上限

本業務にかかる概算業務価格の上限は下記のとおりとし、提出された企画提案書と見積書をもとに、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

4, 227, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 担当課

土岐市役所 健康福祉部 健康推進課（担当：小池、佐々木）

〒509-5142 岐阜県土岐市泉町久尻 47-16

電話：0572-55-2010 FAX：0572-53-0095

E-mail：hoken@city.toki.lg.jp

問合せについては、土日、祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで受付。

4. 参加資格の要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。
なお、提案採用者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加者は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 土岐市指名競争入札名簿に登録されていること（プロポーザル参加申込書提出期限までに登録した法人も認める）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) プロポーザルの参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がない者。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、暴力団又はその構成員の統制下でない者。
- (5) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録されていること。

※作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

5. 実施スケジュール

予 定	日程・締切り	提出書類
実施要項等の公表	令和 6 年 6 月 1 1 日（火）から	
質問書の受付期間	令和 6 年 6 月 1 1 日（火）から 令和 6 年 6 月 1 7 日（月）午後 5 時まで	様式 7
質問書の回答掲載予定日	令和 6 年 6 月 1 9 日（水）	
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 6 月 2 8 日（金）午後 5 時まで	様式 1 ～ 6
一次審査（書類審査）	令和 6 年 7 月上旬	
二次審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 7 月 1 9 日（金）予定	
結果の通知及び公表	令和 6 年 7 月下旬	
契約締結	令和 6 年 8 月上旬	

6. 参加申込

(1) 提出資料

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 事業者概要（様式 2）
- ウ 業務実績（様式 3）
- エ 従事予定者の経歴（様式 4）
- オ 企画提案書（様式 5）
- カ 見積書（様式 6）

(2) 提出方法

担当課へ持参又は郵送（受付期間及び時間内に必着とし、配達完了を確認できる書留郵便とする。）により提出すること。

(3) 提出部数 正本 1 部 副本 7 部

(4) 受付期間

令和 6 年 6 月 1 1 日（火）から令和 6 年 6 月 2 8 日（金）までの土日、祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。

7. 企画提案書の作成について

- ・ A4サイズ10ページ以内で作成すること。
- ・ 仕様書の業務内容に基づいた提案内容であること。
- ・ 仕様書の策定の視点に掲げる事項について、工程表を含め具体的な提案をすること。
- ・ 独自提案があれば記載のこと。

※企画提案書における留意事項

国の計画「健康日本21（第3次）」、県の計画「第4次ヘルスプランぎふ21」及び本市における関連計画等との整合性を図ること。なお、食育基本法に規定する食育推進計画、「健やか親子21」の計画に沿った母子保健計画も含む。

8. 審査及び選定方法について

(1) 第1次審査（書類審査）

- 1 プロポーザル参加者が、5者を超える場合は第1次審査として書類審査を実施する。
なお、プロポーザル参加者が5者を超えない場合は第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査を実施する。
- 2 第1次審査における審査項目、審査内容、配点は次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
業務実績	事業者の業務実績	10
従事予定者の経歴	配置予定技術者（責任者）の業務実績	5
	配置予定技術者（主担当者）の業務実績	5
合計		20

- 3 審査結果は、令和6年7月上旬に電子メールにより通知する。第2次審査の案内も併せて通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

- 1 企画提案についてプレゼンテーションを実施し、審査委員などによるヒアリングを行う。

実施日 令和6年7月19日（金）（予定）

実施場所 土岐市保健福祉センターすこやか館（保健センター）

時間構成 プレゼンテーション20分以内、質疑10分以内

留意事項

- ・ プレゼンテーションは非公開で行う。
 - ・ プレゼンテーションの実施順は 参加申込受付順とする。
 - ・ 説明者は本業務の主担当者とする。
 - ・ プロジェクター、スクリーンは本市が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。プロジェクターを使用する参加者は、プレゼンテーションの前日までに担当課へ連絡すること。
 - ・ プレゼンテーション当日に、追加資料等の配布は認めない。
- 2 第2次審査の合計点数の総計が最高得点の者を提案採用者の候補とし、契約締結に向

けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次に高い得点の者を次点者とし優先交渉者とする。

3 第2次審査における審査項目、審査内容、配点は次のとおりとする。

選考審査を実施し、選定委員によって総合的に優秀であると認められた者を選定する。

審査項目	審査内容	配点
企画提案力	業務実施方針、情報提供力、ニーズ把握、計画策定、スケジュール、独自提案	65
実施体制	安全管理措置、実施体制、研究員評価	20
業務実績	業務実績	10
見積金額	見積金額(相対的評価)、提案内容と見積金額のバランス	5
合計		100

4 審査結果は、後日、参加者全員に書面によって速やかに通知する。

9. 質問について

質問がある場合は期限までに質問書(様式7)をメール又はFAXにて担当課に提出すること。電話や口頭での質問は一切受け付けない。

(1) 期限 令和6年6月17日(月)午後5時までに必着

(2) 照会先 上記の3の担当課

※メールの際は、標題を「計画策定業務質問書」とし、FAXの際は、必ず担当課へ送信した旨連絡すること。

(3) 質問の回答は、令和6年6月19日(水)までに、随時、市のホームページで公表する。質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除く。また、質問の回答内容は、本実施要項等の追加又は修正とみなす。

10. その他

(1) 各種書類の提出後における修正又は変更は認められない。

(2) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

(3) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

(4) 審査結果の内容等に対する質問は受け付けない。

(5) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。この場合において、プロポーザルに要した費用等については、一切土岐市に請求することはできないものとする。